

# 日立市復興推進計画（日立市ガス供給拠点復興推進計画）

茨城県日立市

## 1 計画の区域

日立市全域

## 2 計画の目標

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において過去最大の震度6強を記録し、巨大地震と津波により、被災した家屋は全世帯の約2割にあたる1万5,000棟を超え、中でも全壊した家屋は409棟とその被害は大きく、商工業を中心とした被害額は約264億円に上るなど地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、震災に伴う電気、ガス、水道等のインフラへの影響も大きく、中でもガスは本市全域約3万戸、法人需要家1,930件への都市ガスの供給が停止するなど、市民生活及び企業活動に大きな影響を与えた。

このような中で、震災の経験と教訓を踏まえ、震災時のガス供給体制の強化を図る企業の拠点整備にかかる投資を支援することを通じて、安定的で低廉な都市ガスの供給体制を確立することによる本市産業の競争力強化と活力再生に向けた支援を進める。

## 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の電気・ガス・熱供給業・水道業の全従業者数の約28%を占める中核的産業であるガス業について、対象事業者のLNG基地及びLNG船用の栈橋等の受入施設を整備するための投資等を支援し、対象事業者の体力強化を図り、雇用機会の創出を促進する。

## 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本市に立地する東京瓦斯株式会社（以下「対象事業者」という。）が、茨城港日立港区においてLNG基地及びLNG船用の栈橋等の受入施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市におけるガス業は、電気・ガス・熱供給業・水道業における全従業者数の約28%を占める本市の中核的産業であり、かつ、本事業は、ガス業における従業者数の約84%を占める中核的企業が実施するものである。また、LNG基地の稼働により、本市におけるガス業の業容が

大幅に拡大し、電気機械産業に次ぐ本市の基幹産業の一つとなるため、雇用の創出が期待される。さらに、投資の規模としても本事業は、ガス業のみならず、本市の全産業の中でも、最大規模の設備投資であり、ガス業としても設備投資平均額を大幅に上回っている。

本事業の実施により、本市内の安定的なガス供給が可能となり、震災時における市民生活の維持、企業の生産活動の継続性が確保されるほか、LNGから発生する冷熱等を利用する企業の立地が見込まれるなど、本市産業の競争力強化と活力再生が期待される。

このため、本事業は、計画の目標にある安定的で低廉な都市ガスの供給体制を確立することによる本市産業の競争力強化と活力再生を図るために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

### ③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

### ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行、株式会社日本政策投資銀行

### ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

## 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本市において昭和20年からガス事業を展開しており、現在、本市内で唯一都市ガスを供給する事業者として、本市の全世帯の約44%に相当する約34,000の世帯に都市ガスを供給しているほか、日立製作所を始めとした多くの企業に対して、工業用等の都市ガスを供給しており、年間売上高約38億円に達する本市のエネルギーインフラの中核を担う企業である。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上し、環境性に優れたエネルギーの安定供給拠点が整備されることによって、本市において、CO<sub>2</sub>やエネルギーコストの削減を進める製造業の誘致が促進されるとともに、都市ガスの精製過程で発生する冷熱を利用した発電事業や冷凍倉庫業など関連産業の立地につながり、ひいては本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

## 6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、日立市、株式会社常陽銀行、株式会社日本政策投資銀行、東京瓦斯株式会社を構成員と

する日立市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。